２０２０年４月１４日

医療・福祉施設給食製造

技能実習評価試験関係各位

公益社団法人　日本メディカル給食協会

外国人技能実習委員会

委員長　菅 井　正 一

**緊急事態宣言に係る技能実習評価試験の対応について**

医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験(以下、「本試験」という)については、日頃より格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大につきましては、連日の報道を通して皆様もご承知のように多方面に制限がかけられております。

今般、感染拡大の防止に向けて、政府による「新型インフルエンザ等対策特別借置法」(平成２４年法律第３１号)に基づく緊急事態宣言がされ、対象区域での、外出自粛要請、催物等の制限が講じられたことから一律で本試験を延期することと致します。

既に試験が設定済みの監理団体の皆様へは、個別に延期の旨をご連絡いたします。

　なお、延期による新たな試験日時は、政府および都道府県の対応状況を勘案しつつ、当協会から連絡のうえ改めて調整させていただきます。

　また、在留期限までに本試験が受験できないために次段階の技能実習へ移行できない場合、受験・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(４か月・就労可)」への在留資格変更が可能とされています。

在留期限が迫っている場合は、本特例の適用につきまして、出入国管理庁へお問い合わせいただくようお願いします。

【参考】出入国在留官庁ウェブサイト

(http:// [www.moj.go.jp/content/001317458.pdf](http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf))